

岡山市省エネ機器導入補助金交付実施要綱

(趣旨)

第1条 資源・エネルギー価格高騰等の影響を受けている市内の中小・小規模事業者の将来的なコスト低減を集中的に支援するため、工場・店舗・事務所等へ設置する事業用の省エネ機器の購入・設置経費に対し、予算の範囲内において岡山市省エネ機器導入補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、必要な事項をこの要綱に定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小・小規模事業者 別表1のとおり
- (2) 商工団体 前条の目的を達するために補助金の交付を行う、岡山北商工会、岡山西商工会、岡山南商工会、赤磐商工会及び岡山商工会議所をいう。
- (3) 商工団体の長 岡山北商工会会長、岡山西商工会会長、岡山南商工会会長、赤磐商工会会長及び岡山商工会議所会頭をいう。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、次の各号の要件をすべて満たす中小・小規模事業者とする。

- (1) 主たる事業所（※）が岡山市内にある者

※法人の場合：

登記上の「本店」又は法人が「本社」として位置付けている店舗

個人事業主の場合：

本社として位置付けている事業所（店舗等）

- (2) 令和4年1月から8月までの任意の1か月間に市内の事業所で使用した電気代（又はガス代）の支払額（税込み）が3万円以上の者
- (3) 令和4年10月3日（月）から令和4年12月23日（金）までに別表2に記載の省エネ機器の購入、設置、支払いが完了できる者
- (4) 今後も事業を継続する意思がある者
- (5) 別表3の補助対象外の経費に該当しないこと。
- (6) 以下のアからエに掲げる「補助金の支給を受ける者として不適当な者」のいずれにも該当しないものであること。

ア 法人または個人事業主（以下、「法人等」という。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、又は法人等の役員等（個人事業主である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事業所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内の中小・小規模事業者が将来的なコスト低減を行うため、事業用の省エネ機器として別表2の①～③のいずれか1台（LED照明は一式）を購入・設置するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する事業は補助の対象としない。
- (1) 自宅兼事務所等への設置するもの
 - (2) 事業用ではない省エネ機器を導入するもの
 - (3) 既に当補助金の交付決定を受けている事業
 - (4) 購入、設置に要した経費が法人15万円未満（税抜き）、個人事業主10万円未満（税抜き）のもの

(補助対象期間)

第5条 補助事業は令和4年10月3日以降に着手し、令和4年12月23日までに完了しなければならない。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2に掲げる経費のうち、商工団体が必要かつ相当と認めるものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、法人15万円、個人事業主10万円の定額とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、URL：<https://syoene.okayama-shinsei.jp/>より次の各号に定める書類を添えてオンラインによる申請を行う。なお申請は、事前予約と本申請の2段階とする。

○事前予約時

- (1) 省エネ機器購入・設置経費の金額を証する書類（見積書等）
- (2) 令和4年1月から8月までの任意の1か月間に市内の事業所で使用した電気代又はガス代の支払いを証する書類（領収書、請求書と通帳の写し・利用明細等）※税込3万円以上であること。
- (3) 直近の確定申告書・決算書(收受印のあるもの又はe-Taxの場合は受信通知)
- (4) 振込口座の写し（通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方）
- (5) 本人確認書類の写し（個人事業主の場合）

○本申請時

- (1) 導入した省エネ機器の設置状況が確認できる写真
- (2) 省エネ機器購入・設置経費を支払ったことが確認できる書類（領収書等）
- (3) 事前予約時に添付した見積書等に変更が生じた場合、変更後の見積書等（省エネ機器の種別が変わらないこと。）

※LED照明機器から空調機器への変更等、機器の種別変更は不可。

2 前項の申請受付期間は令和4年10月3日から令和4年12月23日までとする。

(補助金の申請の制限)

第9条 補助金の申請回数は同一の事業者について1回限りとする。

(交付決定及び額の確定並びに補助金の交付)

第10条 商工団体の長は、第8条に規定する本申請があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは補助金の交付の決定及び額の確定を行い、申請者に対し補助金交付決定及び額の確定通知(様式第1号)により通知し、補助金を交付するものとする。

2 商工団体の長は、前項の審査の結果、交付することが不相当と決定したときは、補助金不交付決定通知(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 商工団体の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取消することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき

(3) 第3条に規定する補助事業者の要件に該当しないとき

(4) 補助金の交付に付した条件に違反したとき、又は本要綱に基づく処分若しくは指示に違反したとき

2 商工団体の長は、前項の取消しをした場合において、既に当該補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 商工団体の長は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算出した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額の納付を命ずることができる。

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付期限は、当該返還及び納付の命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年3%の割合で算出した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額を徴するものとする。

5 商工団体は、前二項の場合において、やむを得ない事業があると認めたときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

(補助事業の経理等)

第12条 補助事業者は、補助事業の経費について帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、保存しておかなければならない。

(財産の管理及び処分)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、補助事業完了後も管理台帳等によりその保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 補助事業者は、単価50万円以上の取得財産等について、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年を経過する日以前に、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、取得財産の処分申請書（様式第3号）を商工団体の長に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 商工団体は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を商工団体に納付させることができるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めのない事項については、商工団体の長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月3日から施行する。

別表 1

本補助金制度における中小・小規模事業者の定義

支給対象となりうる者	支給対象にならない者
<ul style="list-style-type: none"> ○会社および会社に準ずる営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合） ○個人事業主（商工業者であること） ○以下の要件を満たした特定非営利活動法人 <ul style="list-style-type: none"> (1) 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っていること (2) 認定特定非営利活動法人でないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人 ○協同組合等の組合 ○任意団体等 ○宗教上の組織又は団体、政治団体 ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者 ○本支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないとして市長が認める事業者 ○医療法人、社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、認定特定非営利活動法人、（病院・助産所等を個人名義で開設している）医師、歯科医師、助産師 ○個人農林漁業者及び農事組合法人

業種分類表	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～⑦以外）	3億円以下	300人以下
②ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
③卸売業	1億円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下
⑤サービス業（⑥⑦以外）	5千万円以下	100人以下
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦旅館業	5千万円以下	200人以下

別表 2

補助対象経費（補助の対象となる事業用の省エネ機器）

<p>・事業用の機器・設備に限る。下記の①～③の種別が補助対象。 （市内の工場・店舗・事務所等へ設置するもの。自宅兼事務所等への設置は対象外。）</p> <p>・購入、設置に要した経費が法人 15 万円以上（税抜き）、個人事業主 10 万円以上（税抜き）のものを 1 台のみ（LED 照明は一式）申請可能。</p>		
	購入・設置費用	内 容
①	LED照明機器	
②	空調機器（エアコン）	温度及び湿度を調整する機能があること
③	冷凍・冷蔵庫	

別表 3

補助対象外経費 ※次にあげる経費は補助の対象になりません。

<ul style="list-style-type: none"> ・公租公課（消費税及び地方消費税） ・継続的経費（家賃、駐車場代、光熱水費等） ・人件費（給与、役員報酬等） ・文房具・事務用品等の消耗品費（はさみ、ペン、封筒、インクカートリッジ、CD/DVD、USB メモリ、電池等） ・通信費（切手代、携帯電話料金、Wi-Fi 使用料、インターネット回線使用料、プロバイダー料金等） ・支払にかかる手数料等（振込手数料、代引手数料、ネット決済手数料等） ・決算書作成や税務申告等のために税理士・会計士等に支払う費用、訴訟等のための弁護士費用 ・各種保険料等 ・借入金の支払利息・遅延損害金・損失補填等 ・飲食・接待等のかかる費用 ・レンタルまたはリースする場合の費用 ・当補助金申請にかかる書類作成支援や郵送料等の費用 ・その他公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費 <p>※上記以外の経費であっても、次に挙げるものは対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年 10 月 3 日より前に購入、設置、支払ったもの ・領収書や振込明細等の宛名が、申請書に記載した「申請者名（会社名・個人名・屋号）」、「代表者名」、「店舗名称」、「店舗責任者氏名」以外のものや空欄のもの ・申請書に記載した「申請者名（会社名・個人名・屋号）」、「代表者名」、「店舗名称」、「店舗責任者氏名」以外のクレジットカードで支払ったもの ・一般価格や市場相場と比べて著しく高価なもの及び中古品 ・グループ企業や関連会社、自社の役員や社員等に対して支払ったもの ・手形払等で支払い実績を確認できないもの ・他の取引と混在した支払いであって明細等で当該経費が判別できないもの ・他の取引との相殺により支払いを行ったもの ・領収書、振込データ、通帳等、支払いが確認できる書類が提出できないもの ・国・県・市等、他の補助金の対象となっている経費
--

(様式第1号)

令和 年 月 日

(事業者名)

(代表者名) 様

(商工団体名)

(商工団体の長 役職・氏名)

(公 印 省 略)

補助金交付決定兼交付額確定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった岡山市省エネ機器導入補助金について、審査の結果交付額が確定しましたので、岡山市省エネ機器導入補助金交付実施要綱第10条第1項の規定に基づき通知します。

記

補助金交付確定額 円

交付条件

- 1 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。この場合、既に交付した補助金については、返還していただきます。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
 - (3) 要綱第3条に規定する補助事業者の要件に該当しないとき
 - (4) 要綱に基づく処分若しくは指示に違反したとき
- 2 補助事業者は、補助事業の経費について帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければなりません。
- 3 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、保存しておかなければなりません。
- 4 補助事業について現地調査を求められた際は、これに応じなければなりません。
- 5 必要と認める場合は、補助金の使途について報告を求めることがあります。

(様式第2号)

令和 年 月 日

(事業者名)

(代表者名) 様

(商工団体名)

(商工団体の長 役職・氏名)

(公 印 省 略)

補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった岡山市省エネ機器導入補助金については、審査の結果、交付しないことを決定しましたので、岡山市省エネ機器導入補助金交付実施要綱第10条第2項の規定に基づき通知します。

(様式第3号)

令和 年 月 日

(商工団体名)

(商工団体の長 役職・氏名) 様

(住 所)

(申請者名)

(代表者名)

取得財産の処分申請書

補助金により取得した財産を処分したいので、岡山市省エネ機器導入補助金交付実施要綱第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、申請書の提出にあたり、当該申請に係る不承認、補助金の返納等の処置をとられても、一切の異議の申し立てをいたしません。

記

1. 取得した財産の名称（品目）・型番及び取得年月日

品 目 :

取得年月日 : 令和 年 月 日

2. 取得価格及び現在の時価

取得価格 円

時 価 円

3. 財産処分の理由